

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市スポーツ大会出場者報奨金の給付の決定		
根拠法令等及び条項		栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第7条		
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第7条		
	設定等年月日	令和 3年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更		
	標準処理期間	30日		
審査 基準	根拠条項	栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第3条第2項、 3項、第4条第3項、第4項		
	参考事項			
	設定等年月日	令和 3年 4月 1日設定 令和 6年 4月26日最終変更		
	【 基 準 】			
	(給付対象者)			
	第3条			
	2 栃木市スポーツ大会出場者報奨金（以下「報奨金」という。）の給付対象者は、激励金の給付対象者であって、対象大会のうち上位大会としてアジア大会又は世界大会の開催を伴わない全国大会で優勝し、又は準優勝したものとする。			
	3 前2項の規定にかかわらず、同一会計年度内において市長が指定する補助金の交付を受けた者については、激励金等を給付しない。			
	(激励金等の額)			
	第4条			
3 報奨金の額は、別表第2のとおりとする。				
4 報奨金の給付回数は、対象大会ごとに1会計年度1競技につき、個人で出場する場合及び市外団体の構成員として出場する場合にあっては1人当たり、団体で出場する場合にあっては1団体当たり1回を限度とする。				
別表第2（第4条関係）				
対象大会区分		個人	個人（市外団体の構成員）	団体
上位大会としてアジア大会又は世界大会の開催を伴わない全国大会		20,000円	10,000円	選手1人につき20,000円（1団体につき100,000円を限度とする。）